

データベースの概要

官報告示における「投薬期間に上限が設けられている医薬品」のデータベースです。

1回の処方における投与日数をチェックすることが可能です。

本データベースは、医療用医薬品マスタ収録の全ての薬品を網羅しています。

また、官報告示にあわせた“リアルタイム”でのご提供が可能です。

データベースの特徴

「投薬期間に上限が設けられている医薬品」に基づき、対象となる薬品の投与日数制限情報（14日、30日、90日など）を個別医薬品コードで管理しています。また、新医薬品については告示日を取得できるため、投与日数制限を解除することが可能です。

データベースの機能

投与日数をチェック

投与日数に制限のある薬品について、処方日数の可否をチェックすることが可能です。

例


投与日数の上限が30日の『ハルシオン0.125mg錠』を30日を超えて処方した場合に、チェックを行うことが可能です。

『ハルシオン0.125mg錠』のデータ（概略）

商品名	制限日数	告示日
ハルシオン0.125mg錠	30日	—


処方例

ハルシオン0.125mg錠 28日分

 エラー表示なし

処方例

ハルシオン0.125mg錠 56日分

 エラー表示あり

新医薬品については、告示日情報を用いることで投与日数制限を解除することが可能です。

例


『スインプロイク錠0.2mg』は2017年5月23日告示の新薬のため、投与日数制限は2018年6月1日に解除されます。

『スインプロイク錠0.2mg』のデータ（概略）

商品名	制限日数	告示日
スインプロイク錠0.2mg	14日	2017/05/23


処方例

2017年11月14日処方
スインプロイク錠0.2mg 28日分

 エラー表示あり

処方例

2018年6月4日処方
スインプロイク錠0.2mg 28日分

 エラー表示なし

発表にあわせた提供（リアルタイムに対応）

薬品の官報告示にあわせた“リアルタイム”でのご提供が可能のため、最新の情報をご利用いただけます。

<参考>

「投薬期間に上限が設けられている医薬品」（抜粋）

- (一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬
- イ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬((二)に掲げるものを除く。)
 - ロ 麻薬及び向精神薬取締法第二条第六号に規定する向精神薬((二)及び(三)に掲げるものを除く。)
- ハ 新医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。)であって、使用薬剤の薬価(薬価基準)への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年(厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間)を経過していないもの(次に掲げるものを除く。)
- ソバルディ錠四〇〇mg（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、ノピコールカプセルニ・五μg、エクリラ四〇〇μg ジェヌエア三十吸入用（一回の投薬量が十五日分以内である場合に限る。）、ハーボニー配合錠（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、エクメット配合錠HD、エクメット配合錠LD、ゲンボイヤ配合錠、エピデュオゲル、ミカトリオ配合錠、ミケルナ配合点眼液、プレジコビックス配合錠、デシコビ配合錠HT、デシコビ配合錠LT、ヤーズフレックス配合錠及びコムクロシャンプー〇・〇五%
- (二) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬
- イ 内服薬
 - アルプラゾラム、エスタゾラム、エチゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼポキシド、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、ゾピクロン、ゾルピデム酒石酸塩、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、プラゼパム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、フルラゼパム塩酸塩、プロチゾラム、プロマゼパム、ベモリン、メダゼパム、メチルフェニデート塩酸塩、モダフィニル、モルヒネ塩酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼパ酸エチル、ロラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬
 - 並びにクロルプロマジン・プロメタジン配合剤、メベンゾラート臭化物・フェノバルビタール配合剤及びプロキシフィリン・エフェドリン配合剤
 - ロ 外用薬
 - フェンタニル、フェンタニルクエン酸塩又はモルヒネ塩酸塩を含有する外用薬
- ハ 注射薬
 - フェンタニルクエン酸塩、ブプレノルフィン塩酸塩又はモルヒネ塩酸塩を含有する注射薬
- (三) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量が九十日分を限度とされる内服薬
- ジアゼパム、ニトラゼパム、フェノバルビタール、クロナゼパム又はクロバザムを含有する内服薬及びフェニトイン・フェノバルビタール配合剤